

認定こども園整備用地提供促進補助金について（土地所有者の方へ）

別紙「用地提供促進補助金 対象地域」内に土地を所有している方が、令和3年12月から行われる本市の公募（募集番号503122401-1）を経て選定される事業者に、幼保連携型認定こども園運営用地として土地を賃貸した場合に、その固定資産税等相当額の一部を補助します。

詳細については、以下の内容をご確認ください。

1. 制度

ア 制度概要

事業者に、認定こども園運営用地として土地を賃貸した所有者の方に、当該土地に係る固定資産税等相当額の一部を補助します。

イ 補助金額

1年分の固定資産税等相当額（固定資産税評価額に10分の7を乗じて得た額に固定資産税率及び都市計画税率を乗じて得た額）の半額を、2年分につき一括で補助します。

これを具体的に数式化すると、以下のとおりとなります（千円未満切捨て）。

$$\boxed{1\text{年分の固定資産税等相当額} = (\text{固定資産税評価額} \times 7 / 10 \times 1.7\%) \times 1 / 2 \times 2}$$

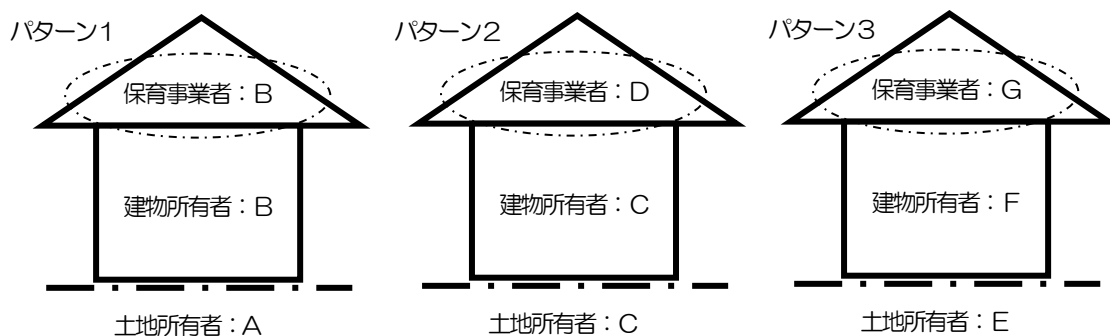
(ア) 土地の固定資産税評価額は、当該補助金の申請日の属する年度の価格とします。なお、当該評価額は、固定資産税評価証明書又は納税通知書でご確認ください。

(イ) 税率1.7%の内訳は、固定資産税率が1.4%、都市計画税率が0.3%です。

(ウ) 土地全体の一部のみを認定こども園運営用地として賃貸する場合は、当該部分に係る固定資産税等相当額が補助されます。

(エ) 土地が認定こども園開設後に住宅用地として利用される場合の固定資産税等相当額の算出方法は上記と異なります。詳細については、堺市子ども青少年局子育て支援部待機児童対策室（TEL：072-228-0383）までご連絡ください。

ウ 事業イメージ図



(ア) いずれの場合も、土地所有者の方に固定資産税等相当額の一部が補助されます。

【参考】

・パターン1の場合は、Bが行う施設の建設に要する経費の一部に対して、堺市民間保育所等緊急整備費補助金が交付されます。

・パターン2及びパターン3の場合は、C又はFが建設した建屋などを、D又はGが認定こども園仕様に改修する経費の一部に対して、施設改修補助金（堺市認定こども園開設経費補助金）が交付されます。

オ 支払い時期

当該土地における認定こども園の建設工事に着工した日が属する年度（以下「着工年度」という。）の末日まで又は着工年度の翌年度の5月31日までに支払うことを予定しています。